

「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」  
(平成30年度第1回)【議事要旨】浮き屋根部分抜粋

## 1 開催日時

平成30年6月29日(金) 14:00~16:00

## 2 開催場所

東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省別館2階 238会議室

## 3 出席者(敬称略 五十音順)

山田座長、岡崎、岡田(代理 鈴木)、小川、亀井、川越、小松、佐々木、辻、土橋、中村(代理 和高)、中本、西、橋本、古河、松村、宮崎、若倉

## 5 議事

議事概要については以下のとおり。

## (4) 浮き屋の安全対策について

資料1-4-1、資料1-4-2により事務局から説明が行われた。

また、浮き屋根の安全対策についてのワーキンググループの立ち上げについても説明が行われた。

【座長】30年、40年と長期使用しているタンクに比較的こういう事故が多いということで、それも含めて、長期使用している中での事故だという位置付けだと私は考えている。

まだ原因が、はっきり分からないものも多くあるので、今後大きな事故や沈没につながらないためにも少しでも検討していきたいということだと思っている。

【委員】ポンツーンよりもデッキがかなり腐食していて、ピンホールや溶接の割れのようなものが起きて、樹脂で応急措置をしているタンクが相当数ある。

屋根には、底板ほど詳細な点検を求めているので、底板に準じて点検しなさいと言ったところでお金も時間もかかるため、なかなか理解を得られない。

部分的な当て板補修をして、次の開放検査のときに点検するが、見逃している部分からまた漏れてしまう。開放した1年後にまた違うところから漏れることが多々ある。

是非、デッキも含めて、補修基準等の検討もしていただきたいと思う。

【事務局】今回の調査は浮き室のみであるが、浮き屋根全体として検討していく必要がある。必ずしも浮き室だけに限定した調査や検討にならないようにしたい。

現時点における課題として、浮き室への漏えいを確認した後の補修基準等であり、応急措置自体についても、一定の目安を示す必要がある。なるべく早いタイミングで示したいと思っている。

浮き屋根の基準や補修基準については、タンク全体の中でのバランスがあるので、もう少し詳しく原因を究明した上で、検討したいと考えている。

【委員】一覧では神奈川県、岡山県、鹿児島県が圧倒的に多く、全48基中の34基がこの3つの県で占め

ている。これは調べ方による偏りではないのか。

また、48基から増える可能性があるのか。

【事務局】こちらについての調査は終了しており、各都道府県から報告された結果が48基となっている。

現状の点検制度自体、事細かに述べていない部分がある。また、地域や事業所ごとに点検結果の判別にばらつきがある可能性は、排除はできないと思っている。

この48基については、最低限詳しく分析していきたいと思うが、他の地域のタンクについても、なるべく同じレベルでの事案の抽出ができるようにしていきたい。

【座長】調査を実施するというので、具体的にはどのように検討を進めるのか。

【事務局】具体的には、開放検査等のタイミングで、実際に現場に出向き、それが浮き屋根のどのような部分で、どういった理由で起こっているのか、調査をさせていただきたいと考えている。必要であれば、その部分について細かく分析を重ねて、データとして蓄積していく。

【座長】この48基の中で開放するものがあれば、その調査を行うということか。

【事務局】そのとおり。この48基に加え、そのほかにも情報が得られた場合も調査を行いたい。

【委員】既に地震に関しては強度的観点から指針が出されているので、その辺も横目で見ながら、このワーキンググループで調査を進めていただきたいと思う。

【座長】ワーキンググループで事故事例を調べたら、この委員会で報告していただけるのか。

【事務局】そのとおり。

【委員】現場調査に行くのは、ワーキンググループのメンバーか。

【事務局】基本的には消防庁と、危険物保安技術協会や消防研究センターに依頼して、調査していきたいと考えている。また、必要に応じてワーキンググループの委員にも同行していただくようなことも考えている。

【委員】承知した。

【委員】48基調査するにはとても時間がかかるが大丈夫か。

【事務局】48基全部を現場調査するというのではなく、タイミングが合うものについては可能な限り調査したい。

【委員】先ほどの危険物施設の長期使用の方でも検討されているが、近年、定期点検の義務がある施設からも事故が多く発生している。規制強化ではなく、ガイドライン等をアウトプットすることで、少しでも事故を減らしていきたいという考え方でいいか。

【事務局】危険物保安室で考えていることとしては、点検要領や新技術の要領、浮き屋根に関しては応急措置の方法などを考えていきたい。事業所の方々が実際に点検をしやすい環境や新しい技術を導入しやすいようなガイドラインを作成し、それを参考にして、規制強化とかではなく、事業者の方々が普段行っている維持管理の中での点検の実効性を上げていくというようなことに取り組んでいきたい。

事業者には、それを踏まえて、点検義務のないような施設もしっかりと維持管理が徹底されていくことを様々なチャンネルを通じて周知啓発を図っていきたい。まずその取り組みから事故防止につながっていけばと考えている。

以上